

令和四年七月十三日発行
発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県

福井県報

号外第62号
令和4年
7月13日(水)
火曜日発行

選挙管理委員会告示

○令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)における当選人(一〇四)……………

目次

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第104号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区における当選人は、次のとおりである。

令和4年7月13日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

住所 福井県あわら市春宮二丁目2番33号

氏名 笹原 修之

令和四年七月六日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県

福井県報

号外第58号
令和4年
7月6日(水)
火曜日発行

目次

選挙管理委員会告示

○福井県議会議員補欠選挙における選挙会の日時および場所の変更(九六)……………一

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第96号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙におけるあわらし選挙区の選挙会の日時および場所を変更したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月6日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

選挙区の名称	区分	日 時	場 所
あわらし市	変更前	令和4年7月10日 午後9時	あわらし市姫三丁目1番1号 あわらし市役所
	変更後	令和4年7月10日 午後1時30分	あわらし市姫三丁目1番1号 あわらし市役所

令和四年七月一日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県

福井県報

号外第55号
令和4年
7月1日(金)
火曜日発行

目次

福井県議会議員補欠選挙あわらし選挙区選挙長告示

○福井県議会議員補欠選挙のあわらし選挙区の投票を行わない件(三)……………

福井県議会議員補欠選挙 あわらし選挙区選挙長告示

福井県議会議員補欠選挙あわらし選挙区選挙長告示第3号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわらし選挙区において立候補の届出があつた候補者の総数が、選挙すべき議員の数を超えないので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第100条第4項の規定により投票は行わない。

令和4年7月1日

福井県議会議員補欠選挙あわらし選挙区

選挙長 内田 雅章

届出 受理 番号	届出年月日	届出 の別	候補者氏名	本籍	住所	年齢	党派	職業	ウェブサイト等のアドレス
1	令和4年 7月1日	本人 届出	ササハラ のぶゆき 笹原 修之	福井県	福井県あわら市春宮	46歳	無所属	会社社長	https://sasahara-nobuyuki.com

福井県報

号外第54号
令和4年
7月1日(金)
火曜日発行

目次

福井県議会議員補欠選挙あわらし市選挙区選挙長告示

○福井県議会議員補欠選挙のあわらし市選挙区の候補者の届出(二)……………

福井県議会議員補欠選挙 あわらし市選挙区選挙長告示

福井県議会議員補欠選挙あわらし市選挙区選挙長告示第2号
令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわらし市選挙区における候補者と
して次のとおり立候補の届出があった。

令和4年7月1日

福井県議会議員補欠選挙あわらし市選挙区

選挙長 内田 雅章

令和四年七月一日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県

福井県報

号外第53号
令和4年
7月1日(金)
火曜日発行

目次

選挙管理委員会告示

○令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)における選挙運動に関する支出金額の制限額(八九)……………

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第89号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

5, 828, 500円

掲示場にポスターの掲示を開始できる日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会告示第86号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわらし選挙区における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所を公職選挙運動管理規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号）第34条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

1 日時 令和4年7月1日 午後6時

2 場所 福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階選挙管理委員会室

福井県選挙管理委員会告示第87号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわらし選挙区における選挙会の日時および場所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

1 日時 令和4年7月10日

午後9時

2 場所 あわらし市市姫三丁目1番1号

あわらし市役所

福井県選挙管理委員会告示第88号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙におけるあわらし選挙区の開票の事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

福井県議会議員補欠選挙 あわらし選挙区選挙長告示

福井県議会議員補欠選挙あわらし選挙区選挙長告示第1号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわらし選挙区における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所は、次のとおりである。

令和4年7月1日

福井県議会議員補欠選挙あわらし選挙区

選挙長 内田 雅章

日	時	場	所	施設名
7月7日	午後5時		あわらし市市姫三丁目1番1号	あわらし市役所

福井県報

号外第52号
令和4年
7月1日(金)
火曜日発行

目次

選挙管理委員会告示

- 福井県議会議員のあわらし選挙区における補欠選挙の期日および当該補欠選挙において選挙すべき議員の定数(八二)……………
 - 令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)における選挙長および同選挙長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者(八三)……………
 - 令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)における選挙長が職務を行う場所(八四)……………
 - 令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日(八五)……………
 - 令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所(八六)……………
 - 令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)における選挙会の日時および場所(八七)……………
 - 票の事務(八八)……………
- ### 福井県議会議員補欠選挙あわらし選挙区選挙長告示
- 令和四年七月十日に執行される福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所(一一)……………

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第82号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第6項第3号の規定により、福井県議会議員のあわらし選挙区における補欠選挙の期日および当該補欠選挙において選挙すべき議員の定数を次のとおり告示する。

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

1 補欠選挙の期日

令和4年7月10日

2 選挙すべき議員の定数

1人

福井県選挙管理委員会告示第83号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)における選挙長および同選挙長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者を公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第81条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

1 選挙長 あわらし市横垣第20号15番地27

内田 雅章

2 職務代理者 あわらし市清王第45号44番地11

吉田 一展

福井県選挙管理委員会告示第84号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわらし選挙区における選挙長が職務を行う場所は、別に告示する場合のほか次のとおりである。

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

あわらし市市姫三丁目1番1号 あわらし役所

福井県選挙管理委員会告示第85号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわらし選挙区におけるポスター

選挙区の名称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井市	71,900
敦賀市	17,825
小浜市三方郡三方上中郡	14,552
大野市	8,992
勝山市	6,323
鯖江市	18,890
あわら市	7,745
越前市今立郡南条郡	25,247
坂井市	24,834
吉田郡	5,108
丹生郡	5,828
大飯郡	5,019

令和四年六月三十日発行

発行人

〒九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県

福井県報

号外第50号
令和4年
6月30日(木)
火曜日発行

選挙管理委員会告示

目次

- 条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数(七九)……………
- 議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、選挙管理委員、監査委員または公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数(八〇)……………
- 議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数(八一)……………

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、同法第74条第1項の規定による条例の制定もしくは改廃の請求または同法第75条第1項の規定による監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和4年6月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

12. 736

福井県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第76条第4項、第81条第2項もしくは第86条第4項において準用する法第74条第5項または地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する法第86条第4項において準用する法第74条第5項の規定により、法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、法第81条第1項の規定による知事の解職の請求もしくは法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和4年6月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

172. 796

福井県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により、同法第80条第1項の規定による議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和4年6月30日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

令和四年六月三日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県

福井県報

号外第38号
令和4年
6月3日(金)
火曜日発行

選挙管理委員会告示

- 臨時出張所の設置(五六)……………
- 令和四年七月十日執行予定の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)における選挙人名簿の登録基準日(五七)……………
- 選挙管理委員会告示
- 令和四年七月十日執行予定の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)に係る立候補予定者説明会の開催……………

目次

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第56号

福井県選挙管理委員会規程(昭和29年福井県選挙管理委員会告示第39号)第18条の2の規定により、次のとおり臨時出張所を設置する。

令和4年6月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

名称	位置	管轄区域	設置期間
あわらし市臨時出張所	あわらし市選挙管理委員会	あわらし市	令和4年6月15日から同年7月13日まで

福井県選挙管理委員会告示第57号

令和4年7月10日執行予定の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)における選挙人名簿の登録基準日について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

令和4年6月30日

選挙管理委員会告示

令和4年7月10日執行予定の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)に係る立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和4年6月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

1 日時 令和4年6月15日(水)

午後1時30分

2 場所 あわらし市市姫三丁目1番1号

あわらし市役所

3 対象 令和4年7月10日執行予定の福井県議会議員補欠選挙(あわらし選挙区)に

おける立候補予定者およびその関係者

令和四年六月二日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県

福井県報

号外第37号
令和4年
6月2日(木)
火曜日発行

選挙管理委員会告示

— 目次 —

○福井県議会議員の補欠選挙を行うべき事由の発生(五五)……………1

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第111条第1項第3号の規定により、福井県議会議長から、令和4年6月2日にあわら市選挙区選出の福井県議会議員の辞職に伴い欠員を生じた旨の通知があり、当該選挙区において、同法第113条第1項第5号の規定による福井県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

令和4年6月2日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨